

《研究ノート》

## 松方デフレ期の都市住民・農村民の生活状況

——岡山県下を例として——

神 立 春 樹

### 目 次

- 1 はじめに
- 2 松方デフレ期の岡山県の概況
- 3 都市住民の生活状況
  - (1) 主要都市の状況 (2) 都市下層住民の困窮
- 4 農村民の生活状況
  - (1) 統計的概況 (2) 森田文蔵の描写

### 1 はじめに

本論は、松方デフレ期の都市住民・農村民の生活状況を岡山県地域の都市と農村を例として検討するものである。

ここで依拠する主要な史料は、『岡山県統計書』と森田文蔵のルポルタージュ「中国地方惨状視察員報告」である。

明治10年代に各府県で刊行されはじめた「府県統計書」において、多くの府県のものでそうであるが、『岡山県統計書』の場合も1881（明治14）～1886（明治19）年のものには、「貨幣ノ融通」という項があり、そこには公債証書、地所、建物について、所有、売買、質入書入についてのかなり詳細な表が掲載されている。これらにより土地取引、公債取引などの状況を明らか

にし、それを通じて当時の住民の置かれた状況を知る手掛りを得ることができる。

森田文蔵の「中国地方惨状視察員報告」は、『郵便報知新聞』が1885（明治18）年6月以降に掲載した一連の「惨状視察員報告」の一つである。この時期の状況を記すものとしてはこのほかにもあるが、この一連の記事ほど、地方困難の事情をいきいきと報じたものは少なく、明治10年代後半の松方デフレ期の状況を最もよく示す資料で、史料的価値の高いものである、と評価されている。ここでは、『明治文化全集 第15巻 社会篇（続）』（1957年 日本評論社）に復刻されたものを使用する。以下、本文中の引用ページはこの書のそれを示す。

## 2 松方デフレ期の岡山県の概況

先の「惨状視察員報告」の翻刻本の「解説」において、西田長寿氏は、それらは「惨状視察員報告」の史料的価値には及ばないとしながら、「惨状視察員報告」以外のいくつかの文献について言及している。

1884（明治17）、85年は、松方財政の進行とともに連年の不作で農村も都市も非常な不況にあえぎ、都市住民の零落、農家の没落が相次いだ。政府においても、各地に巡察使を派遣したり、全国8農区に書記官を派遣して「済急趣意書」を頒ったりした。政府のものとしては、「関口元老院議官地方巡察復命書」や内務省の梅若誠太郎の奥羽地方の「巡察報告書」、同荒川邦蔵の北陸、関西地方の「巡察報告書」がこの時期の状況を記しているが、前田正名の『興業意見』なども、この時期の地方事情を知る上できわめて有益なものである。民間でも、宮城県人で後に憲政本党系の衆議院議員ともなった星松三郎の、四国、中国、九州にわたる広汎な民間視察記が「漫遊紀要」などと題して『明治協会雑誌』第93号（1885〔明治18〕年9月20日）以降に連載されている。このようにこの時期の状況を報じたものは、『郵便報知新聞』の

一連の記事以外にもある。

ここでは、まず、「元老院議官地方使巡察使復命書」などにおける岡山県についての当時の状況の叙述をみよう。

「地方巡察復命書」には、岡山県に関するものとして、「明治十五年度地方巡察復命書二 元老院議官河田景与」の「二府六県一般状況書」に岡山県があるほか、「開墾地景況并計算書（岡山県）」、「巡回地方二府六県居住士族状況報申書」に「岡山県管内士族状況」があり、「明治十六年度地方巡察使復命書〈総論〉」の「楨村正直復命書 元老院議官」に、「同人申報 兵庫岡山両県管内景況ノ件」、「地方巡察復命書 五 元老院議官楨村正直」の「巡察記目録第六冊 岡山県管内」<sup>(3)</sup>がある。これらのうちの包括的な標題の「明治十五年度地方巡察使復命書二 元老院議官河田景与」の「二府六県一般状況書 岡山県」は、一般之状況、県会之状況、警察ノ実況、教育ノ実況、演説集会ノ景況、からなり、総じて士族の状況、政治的動向に焦点を合せたものとなっている。折からの自由民権運動の高まりのなかで、各地の政治情勢の把握が中心的課題であったことによる。

前田正名の『興業意見』の「卷十五地方一」には「山陽道 岡山・広島・山口」に「岡山県ノ情勢」、「岡山勸業要務摘要」、があり、「卷二十三地方九」には「山陽道 岡山・広島・山口」に岡山県がある。

当時の実情を示す「岡山県ノ情勢」は、「農商工何レモ衰頽ヲ極メタリ。若シ今日ノ勢ニ任カスレハ、自今兩三年ヲ出テシテ最早立チ行ク能ハサル場合ニ遭遇セン乎、其徴証左ノ如シ」、として、士族、農、工、商、県下物産などの状況を記している。士族については、公債証書の金額・所有人員を1879（明治12）年との比較のうちに1883（明治16）年には大きく減少していることをあげ、「爰ヲ以テ将来ヲ推測スレハ、爾後三四年ノ後ニ至レハ全ク耗尽」するとしている。農については、「農ハ負債ノ為メ地処、建家ヲ書入、質入スルハ今日ヲ最モ甚シトス」、として、1879（明治12）年との比較のうちに1883（明治16）年の管内地所建家書入質入統計をあげ、この間の著しい増大

を指摘し、それは「農民最モ多数ニオリ、工商ハ頗ル僅々」である、としている。工商については、「工ハ勞役相償ハサルノミナラス、世間ノ不景氣ニヨリ往々其業ニ従事スルコト能ハス、只手ヲ拱シテ其挽回ヲ俟ツノ姿ニシテ、甚タ困難ヲ窮メタリ。商モ亦一般ノ不景氣ニツレ貨物ノ販路ニ窮スルハ勿論、漸ク是マテ仕入タル物品ヲ販売スルノミニシテ、更ニ将来ノ見込立タス、故ニ日用品ヲ除クノ外多分ノ仕入物等ヲナスモノコレナク、商況ノ不活潑ナル、近来絶テ見サル処ナリ」、としている。県下の主要物産として、米、麦、大豆、綿、木綿織物、畳表、煙草、食塩、銅、鉄をあげ、「八九カ年以来指シタル差異ヲ見サレトモ」、煙草は価格の著しい低落で利益なく、将来、産額は著しく減少するであろう、鉄は漸次減縮、ほとんど廃業の状態であるとされている。このようななかで、製糸が少ないけれども、「追次進歩ノ景況」にある、としている。<sup>(4)</sup>

このような状況にあるが、『興業意見』は、「岡山県下ニ於テ勸業上ノ要務中最モ急ヲ要スルモノハ、蚕糸ノ業ヲ拡張スルト、紡績所事業ヲ鞏固ナラシメ、施テ木綿織物ノ改良ニ及ボン、茶、煙草、砂糖ノ製造ヲ改良スルトニアリトス」として、その発展策を記している。<sup>(5)</sup>

このように、先の「地方巡察復命書」が、もっぱら政治的情勢把握であったのに対して、『興業意見』の視点はもっぱら産業発展、地方産業振興に対する関心からである。しかし、その実態の記述は以上のようなことにとどまっていた多くはない。

ところで、この明治10年代後半の、1881（明治14）年の松方の紙幣整理に始まる深刻なデフレ期は、資本関係の形成が急速に形成された、わが国資本主義の本源的蓄積の最盛期とされている時期であるが、その基礎的事態は、農民の土地喪失と農民分解が進展し、それにともなって地主制的土地所有が急速に進展したことにある。この明治10年代後半の松方デフレ期の民衆諸階層の置かれた窮状については、これをなによりも国民の圧倒的部分を占めていた農民の土地喪失としてみる事ができる。

この時期の土地移動は、古くはペ・マイエットによって検討されたが<sup>(6)</sup>、その依拠したこの土地移動統計によって、各地の農民の土地喪失状況を明らかにすることができる。マイエットの依拠した原統計を駆使して、土地移動状況を府県別に検討したものに、丹羽邦男氏の検討がある<sup>(7)</sup>。それは、主として、1884（明治17）、85、86年の土地売買、地所質入書入統計、1888（明治21）年の規模別統計によって、府県別地域類型化を行ない、地域類型別に土地取引の性格を考察したものである。耕地売買率、地所質入書入率を主要な指標とし、土地取引規模を副次的指標とした類型区分において、主要な両指標がともに高い、土地取引の活発な一群が一類型をなす。最も先進の様相を示すとみられる地域であるこの一群の諸府県は畿内、瀬戸内の中心地に集中している。岡山県はここに属するが、規模的には零細土地取引が優越しており、小耕作農民経営による土地売却および土地抵当借金が優越している地域として位置づけられているところである。

この農民的土地所有の喪失は地主的土地所有に帰結していくのが、それは地主制史研究の成果によって示される。岡山県の地主制については、いくつかの地主家についての研究があり、それら地主家の多くがこの明治10年代に急速な土地集積を行なったことが明らかにされているが<sup>(8)</sup>、この時期はまさしく地主的土地集積の一画期なのであった。

### 3 都市住民の生活状況

#### (1) 主要都市の状況

##### ①岡山

この岡山について、1881（明治14）年調査の復命書である開拓使編『西南諸港報告書』は、「岡山港」として、「岡山県下備前国御野郡岡山ハ、東西凡二十五町、南北凡一里余、町衢七捨五町ニシテ繁華ノ一都邑ナリ。西大川、一ニ旭川ト称シ旧岡山城ヲ繞リ下ル事二里余、流テ海ニ入ル処西ニ福島アリ

南ハ児島郡ニ対シ其間一大内海ナリ。船舶多ク福島ノ近傍ニ碇泊セリ。河ハ水浅ク又小舟ニアラサレハ貨物ヲ積載シテ城下ニ抵ル能ハス。輸出物産ハ多ク本国及美作備中ヨリ輸送シ来リ、大坂、神戸、四国地方へ転輸シ、輸入物ハ大坂、神戸及ヒ北海道ヨリシ、管下一般へ販売ス。物産問屋八十六戸・仲買六十三戸…。定繫船三百石積以下二百五十九隻…」（…は引用者による省略、以下同じ）、と記している。<sup>(9)</sup>

このような、物産集散地であるが、第1表は1880（明治13）年から86年までの岡山県下の著名3大港津の物産移出入状況を示す。岡山港津をみると、この間に移入は顕著に減少し、これによって移出入総額は減少するという動きがみられた。その品目別表示によると、移入における品目別では、減少の著しいものに呉服・太物、洋小間物、陶器、漆器などがあり、また織物もそうであると推定できる。<sup>(10)</sup> いずれも消費品であり、購入の減退を反映しているといえる。この物産県外移出入の減少に示される商品流通の停滞は、それを扱う商人達に逼迫をもたらす。他方、後にみるように、物価、職人などの賃金の低落は大きい、賃金の下落が最も著しく、これが需要を大きく減退させたものと思われる。価格の低落にもかかわらず購買は増加せず、いっそうの低迷となる。

この岡山の生産であるが、1874（明治7）年の主要物品は、清酒、足袋、鬢付、醤油、蠟燭、種油、木綿、下駄、蘭編笠、などである。<sup>(11)</sup> また、1884（明治17年）の製造品目ごとの製造所・人数、製造高は、酒類五三、1100石3斗6合、足袋三二、47万4836足、刻煙草二五、4万6782貫290匁、編笠三、13万8120枚、洋燈心二、1万2650コロス、団扇二、6300本、靴一、1900足、綿糸一、2万1317貫700匁、筆一、1万72770本、軸木一、15万3510把、陶器一、2340個となっている。このほかに度量衡の生産がある。これらのうち、軸木は有恒社（片瀬町）、紡績は紡績会社（花畑）での生産である。<sup>(12)</sup> 紡績は近代工場生産であるが、ほかは手工業である。工業の展開は微弱である。

さて、この岡山区であるが、1871（明治4）年の廃藩置県時の岡山城下

第1表 岡山県著名港津移出入額の推移—1880（明治13）～1886（明治19）年—  
（単位円）

	1880年 （明治13）	1881年 （明治14）	1882年 （明治15）	1883年 （明治16）	1884年 （明治17）	1885年 （明治18）	1886年 （明治19）
岡山 山 河 岸	移出入 総額	1,232,836 (100.0)	1,077,502 (87.4)	1,142,169 (92.6)	1,043,365 (84.6)	1,045,113 (84.8)	712,383 (57.8)
	移出額	282,059 (100.0)	435,664 (154.0)	583,477 (206.3)	562,498 (198.9)	574,273 (203.0)	474,190 (167.6)
	移入額	950,777 (100.0)	641,838 (67.5)	558,692 (58.8)	480,867 (50.6)	470,840 (49.5)	238,193 (25.1)
西 大 寺 港	移出入 総額	2,610,015 (100.0)	2,152,113 (82.4)	1,625,464 (62.3)	973,742 (37.3)	1,282,742 (49.1)	1,488,126 (57.0)
	移出額	1,244,370 (100.0)	1,028,996 (82.7)	765,661 (61.5)	471,202 (37.9)	623,816 (50.1)	703,240 (56.5)
	移入額	1,365,645 (100.0)	1,123,117 (82.2)	859,803 (63.0)	502,540 (36.8)	658,926 (48.3)	784,886 (57.5)
玉 島 港	移出入 総額	1,080,772 (100.0)	1,010,063 (93.5)	917,514 (84.9)	723,270 (66.9)	696,321 (64.4)	610,639 (56.5)
	移出額	254,281 (100.0)	252,497 (99.3)	220,401 (86.7)	198,667 (78.1)	209,418 (82.4)	173,407 (68.2)
	移入額	835,491 (100.0)	757,566 (90.7)	697,113 (83.4)	524,603 (62.8)	486,903 (58.3)	437,232 (52.3)

註1) 1883, 1886年の『岡山県統計書』より作成。

2) ( ) 内は1880年を100とした指数。

[町]の人口は3万3653人，うち士族は1万0920人であったが，旧藩時代の武家方は2万人程度で，この武士の存在によって城下が成り立っていた<sup>(13)</sup>。廃藩置県時に三分の一に達する士族は，禄制廃止，金禄公債の交付をうけて無職の徒となった。金禄公債発行時から僅か7年後の1883（明治16）年末には所有者は21.8%，その金額は24.9%になってしまいが，その5年前にすでに37.8%，56.2%に減少してしまっている<sup>(14)</sup>のであり，松方デフレ期を待たずにすでに金禄公債を手放してしまっている。すでに，この年までにこのようになっているが，第2表にみるように，1879（明治12）年を始点として，以後

所有者数は年々大きく減少し、個人所有でみて、1877（明治19）年までに減少率は所有者で67%，所有額で51.7%という顕著な喪失が進行した。所有額よりも所有者における減少率が大きいということは、小額所有者が手放す割合が大きいということを示すのである。この無職・無産の徒となった士族の救済・授産事業と殖産興業政策が展開されるが、そのほとんどが不首尾に終わり、下士族層をはじめとして多くの旧武士層は困窮状況となったといえよう。

このような旧武士層の窮迫とともに、町方も生活逼迫となったであろう。この間に進行したのは地所、建物の売買・質書入である。第3表は1881（明治14）～1886（明治19）年のそれを示すが、土地売買率は1873（明治16）～1886（明治19）年は年々6～9%で、この間の合計32.5%，土地質入書入は年々10～22%，この間の合計77.0%である。また、建物の売買、質書入れも同様に年々大きくみられる。

城下の町方は多くは各種の商工の仕事に従事していたが、旧武士層の無産

第2表 岡山区公債証書所有状況—1879（明治12）～1886（明治19）年—

	1879年 (明治12)	1880年 (明治13)	1881年 (明治14)	1882年 (明治15)	1883年 (明治16)	1884年 (明治17)	1885年 (明治18)	1886年 (明治19)	1879～ 86年間 の増減
所有者数 (人)	1,777	1,329	1,157	993	827	737	706	599	-1,178
額面金額 (円)	1,204,280	1,056,005	1,102,990	1,136,120	1,001,285	1,007,855	1,056,294	914,215	-290,065
1人あたり 金額 (円・銭)	677.70	794.59	953.32	1,144.13	1,210.74	1,567.51	1,496.17	1,526.24	848.54
増減率 (%)	所有者数	-25.2	-12.9	-14.2	-16.7	-10.9	-4.2	-15.2	-66.2
	額面金額	-12.3	-0.54	3.0	-11.9	-0.67	4.9	-13.5	-24.1

註1) 1883年までは1883年の、そのほかは各年度の『岡山県統計書』により作成。

2) 増減率は1886年までは対前年比増減率、1879～1886年欄はこの間の増減率。

第3表 岡山区地所・建物売買、質書入状況

—1881(明治14)～1886(明治19)年—

		1881年 (明治14)	1882年 (明治15)	1883年 (明治16)	1884年 (明治17)	1885年 (明治18)	1886年 (明治19)	
地 所	地 価 額 (券 面) (円)	406,813.273	405,664.643	406.747	402.175	401.714	403,998.66	
	土 地 面 積 (町・反)	209.0	208.6	208.8	198.0	195.8	196.7	
	売 買	売買金額 (円・銭)	32,791.49	35,665.73	43,475.18	45,693.70	38,310.02	30,503.47
		券面金額 (円・銭)	27,154.89	31,308.86	34,004.19	37,281.07	34,123.28	25,562.15
	質 書 入	貸借金額 (円)	—	—	116,752	98,457	76,316	47,239
		同(年 末現在) (円)	—	—	157,952	173,583	168,930	158,542
		券面金額 (円)	—	—	92,077	89,552	79,219	50,016
		同(年 末現在) (円)	—	—	110,383	140,997	164,771	171,664
	比 率	売 買 (券面) (%)	—	—	8.4	9.3	8.5	6.3
		質 書 入 (券面) (%)	—	—	22.6	22.3	19.7	12.4
建 物	売 建 坪 買 金 高 (坪) (円)	11,383	1,649	14,538	20,589	15,898	12,028	
	質 建 坪 書 金 高 (坪) (円)	89,422	26,877	—	—	—	—	
物 入	金 高 (年末) (円)	105,453	10,249	128,728	182,996	201,945	200,246	
	年間貸借 (円)	—	—	116,462	123,219	73,366	49,107	

註1) 1883年までは1888年の、そのほかは各年度の『岡山県統計書』より作成。

化・窮迫化にともない，町方も窮迫化が進行した。第4表はこの時期の警察取り締に関する営業を示す。物品販売では各種古物を扱うものが多く，このほかでは飲食・料理店，旅人宿，質屋が多い。そして，人力車，陸運役夫，荷車などの運輸関係も多い。さらに，娼妓130，芸妓55などがある。窮迫した

第4表 岡山区警察取締に関する営業—1886（明治19）年—

分類	営業名	営業数	分類	営業名	営業数	
物品販売業	販肉	140	旅宿・飲浴食場物業・等	芝居茶屋	2	
	刀剣商	47		寄席	2	
	潰金銀	328		観場	2	
	銃砲弾丸免許商	3		諸見物	1	
	古本	280		湯屋	68	
	古道具	502		小計	1,081	
	古時計商	6		畜産業	牛乳搾取	9
	古書画	263			家畜解剖場	7
	古印判商	27			屠牛	1
	古着	667			小計	17
古銅鉄	420	運輸業	人力車	1,508		
小計	2,683		馬車	1		
工業	煙火製造		1	荷車	186	
	印刷商		3	渡守	95	
	小計		4	陸運役夫	298	
旅宿・飲浴食場物業・等	質屋	70	小計	2,885		
	旅人宿	278	その他か	諸遊芸人	41	
	雇人受宿	23		芸妓	55	
	飲食店	467		娼妓	130	
	料理屋	120	合計	合計	6,096	
	貸座席	48				

註1) 『明治19年岡山区統計書』より作成。

2) 分類は第1回（1920年）の「国勢調査」の職業分類にしたがった。

旧武士層が町方の窮民ともどもに古物販売や人力車夫、陸運人夫となったものが少なくないと思われる。かくして、かつての岡山城下町は、制度的変革と明治10年代の松方デフレの進行によって、この時期に、零細営業、力役的労務者を圧倒的構成部分とする都市となったのである。

さて、森田文蔵はこの岡山については、「岡山の山陽有名の都会の地たるは、今更らに記すへきまでもなく世に著はれたる大市なるか、一般大不景気の数には洩れん術もなく、概するに皆な商売の閑に苦むと云ふの外なし」、とその景況の概況をまず記している。(334ページ)そして、人々を驚かした事件を紹介している。

それは、某甲、某乙という二人の商人のことである。兩人とも累葉連綿、人に知られた有名な商人で、その製造にかかる某貨などは国内に知れわたる名品である。二人はともにその身代は手堅く、もとより兎角いわれるべくもないはずなのに、この頃、両家とも、とても償うことのできない巨額の負債があることが発覚した。元来この両者は互いに親しい間柄で、甲の負債には乙がその保証人となり、乙の負債には甲がその保証人となっていたが、その負債があまりにも巨額となり、運転に行き詰り、終に馬脚を現してしまった。このようになってしまったのには様々の事情があろうが、「之を要するに、商業衰微金融窒塞の大勢主として此を致したるには相違」ない。この甲乙の話は並はずれのことではあるが、「其他大舞台を張りたる者にて楽屋の魂胆の頗る面倒なる趣あるもの甚た少らず」、という状況である。(334ページ)

この時期には、商人層も、職人層も、そして労務・力役者層も、みな等しく著しい苦境に落ちいつているのである。下層の人々の困窮状況は後にもみるが、そのような状況にあって、大変少数ではあるが存在している「巨大の資本を有せる富家」もまた苦境に立たされていた。それは、しかし、その日の生活をどのようにするかということではなく、「是等の資本者が今日苦む所

は其資本を安放すへき処」がないという問題である。勢い鉄道公債に群がることになり、そして、骨董品類などの物の購入に向かう。それらを廉価で購入するのであり、このようにして、財産所有者となっていくのである。(337ページ)

## ②西大寺

第1表に示したように、西大寺港は著名3港津のうち、移出入額が最も大きく、最大の港津である。この西大寺については、森田文蔵はつぎのように記している。

「西大寺は吉井河の海に入る処に沿ひたる江村にして、金岡村と相連なる。「戸数六百有余、金岡五百有余、合して一千二百有余の人家を含」むところであり、「其一切の有様備中の玉島に似て稍々遜るへし」として、有数の港であることを記している。ここは「美作一円及び備前磐梨、赤坂、和気、邑久、上道の諸郡か物産を輸出し、又た他処の産物を輸入するは皆な此西大寺を以て其会点となす」という所である。ことに、米は毎年40～50万石をここから積み出すといわれる。しかし、その運搬量の割合に取引額は巨額ではない。それは、この米は、「奥より浅平なる川舟を以て此に積下り、此にて尋常の海船に積替へ、上方に輸出するまでの手続をなすに止り、別に西大寺にて商売するに非されはなり。或は之あるも真に小額に過ぎす」、ということの故である。西大寺は、中継点に過ぎない。とはいえ、そのために西大寺に落ちる仲使賃、通船賃、為替歩などは些細ではなく、そうだからこそ「備前中屈指の名邑に算へらる」のである。(335ページ)

このように米の積出地であるが、他方、移入品の最大は肥料である。この肥料はいずこも同じで、値段はますます下がる、売行きはますます悪くなるという状況である。本年、1885(明治18)年はことにそれが著しく、「目下夏肥の当期なるに、殆ど買手なしと云ふの有様にて、仲買は皆な手を束ねて浩嘆するのみ」である。米はこの秋の出来いにかんにかかっているが、「目下の如

く節序を失すること頻りにては随分覚束なく、西大寺の繁昌に影響あるものとして、米の出来よからぬことを懸念している者が多い。(335ページ)

市中で「諸色の有様」をみると、「一として衰微の姿を呈せざるはな」い。「例へは呉服、洋反等一軒にて昔年毎月二三十円の商売ありしもの、今は三四十円に上ら」ない。そのほかの日常器具の類もみなおおよそ三分の一以下に減り、売行き不振にあせりを覚えている。材木については、新築などする者はなくなってしまい、需要はない。したがって「巨材大木を需用するものあらざるか故」に材木の価格は低落し、昔年の4、5割安の安値となっている。(335ページ)

### ③玉島

玉島港は瀬戸内海沿岸でも有数の港津である。前掲の『西南諸港報告書』には、この玉島について、「岡山県下備中国浅口郡玉島村及阿賀崎村ヲ合シテ玉島港ト称シ、巖ハ口岸ヨリ南北貳拾貳丁余、東西広所僅ニ三町余、狭所ハ一町余ニ過ス、満潮深所壹丈八尺余、浅所ハ九尺ニシテ安港ナリ。船舶出入多キハ五月ヨリ十一月マテトス。…戸数本年一月調式千百三拾四戸、人口八千五百三拾七人。北海道産物輸入額拾分ノ一分五厘ハ多ク讃岐、宇多津、坂出、志度及阿波撫養、徳島等へ転売シ、其余八分五厘ハ地方ノ需用ニ供ス。物産問屋八戸仲買廿六戸。…定繫船七拾壹隻、…地方物産ハ繰綿壹ヶ年輸出高凡四拾七万斤、鉄壹ヶ年輸出高凡九万五千貫目。…」と記している。<sup>(15)</sup> また、参謀本部編の第三回(明治12年分)の『共武政表』は、玉島村1054戸、5413人、乙島村89戸、405人、阿賀崎村756戸、3602人、柏島村126戸、536人、合計2125戸、9956人、とした後、男5428人、女4528人、合計9956人、物産は米、麦、雑穀、綿、大豆、粟、蔬菜で、牛33、馬0、荷車40、人力車105、日本型船舶100石以上14、同100石以下120ある、と記している。<sup>(16)</sup>

この玉島について森田文蔵はつぎのように記している。

まず、「商家の有様」を報ずる。この玉島は浅口郡中第一の都会であり、市

中戸数1630有余戸，人口6350有余人，玉島，阿賀崎の2村にわたるその港である玉島港の取引の盛んなることは県内の首位に立つであろう。毎月出入の船舶は平均約720である。移入品の第一は肥料で，その売買額は年6，70万円を下らず，他方，移出品の第一は繰綿で，5，6万円を上回るであろう。そのほか，米，麦，大豆などの穀物の移出も多い。そして，これらの取引をなす問屋，仲買をあわせて53戸である。(324ページ)

さて，このような玉島であるが，ここのところの状況はつぎのようである。一昨年1883（明治16）年，肥料の売行きが大いに減少し，相場がはなはだしく下落したために，「巨万の損亡を蒙れるもの極て多く，阿賀崎村に属する諸商は特に此困難の衝に当り，忽ちにして倒閉の境に迫りし者其大半に及」び，本港肥料の移入は一時衰微して閉塞するに至ることを杞憂するものさえあった。この年の取引は平年のおおよそ5割～6割減と概算される。ただしこの年は棉作の出来がよく，繰綿，実棉の移出が平年より約4割ほど多かったために，幾分景気をもち直した。昨1884（明治17）年は肥料の取引は前年のような惨状ではなかったが，棉作は8月25日の暴風海嘯で大きな被害を蒙り，棉の収穫は「殆と全亡の酷況」であった。1883（明治16），84の両年は，このように移入，移出の首位を占める肥料，繰綿が交互に意外の減少があったという一般普通の不景気にこの特殊事情が加わり，玉島市中の困難はいっそうのものとなった。そして，本1885年はまだ「前二歳の如き特殊の累に逢はすと雖も，市中一般の積衰は年を遂て倍々其驗を現はし，今の向きにては甲の家は三年保ち難かるへし，乙の家は五年持たざるへし，等他人のために其財産の寿命をトなはるゝ者，屋を比して皆な然るの勢」である。(324～325ページ)

日常必需品以外のものは，節約できる物は節約されるために，「一切其捌口を失ひ，之を商きなふ家は皆な積貨を抱へて其売れざるを嘆息するのみ」であるが，その例として，知己の瀬戸物屋に聞いたことがある。それによると，1880（明治13），81年の頃までは近傍の同業者に卸すために毎日3，40俵

ないし5, 60俵の荷を出していたが, 1882(明治15)年の暮からはじまり, 一昨年, 昨年と「転々倍々減落」し, 本1885(明治17)年は数旬の間1俵の荷造りもしないことがめずらしくない。店の小売も同様で, この頃は昔年の1割にも達せず, わずかに売れるといえ, 下等の碗皿などの日常の生計に必要なものばかりである。相場はというと, 3, 4割以上の下落である。これは陶器だけではなくて, ほかの諸商も同様である。(325ページ)

文蔵は, ついでこの商業の不振の影響を受ける工業の動向を記している。

1881(明治14), 82年と1883(明治16), 84年の浅口郡工業の製造高, 収入代価, 純益表をあげてこの間の減少をみ, 1882(明治15), 83, 84年の諸職人, 労務者の賃金表をあげて, この間の推移をみている。賃金はこの3年間にほぼ半減している。(325ページ)

さらに, 言及は下層民に及ぶが, これについては次項でみる。

このように, 玉島について詳細に報じているが, 文蔵は, 最後に, 「玉島港は岡山県下屈指の港区にして其取引の盛衰は, 即ち広く県下経済盛衰の幾分割を徴する者」であること, また, 「集点中区たるの一邑か稍や市面の冷落を感したるの時は即ち近傍関連の衆村落は, 既に之れに倍蓰せる所の疲弊困病を受けたるの日なるを記憶せざる可らず」と記している。(326ページ)

#### ④笠岡

笠岡は森田文蔵の郷里である。文蔵はこの笠岡についてつぎのように報じている。

笠岡は備中の港邑のなかで, 高梁, 玉島とともに最も著名のものである。「其近傍の在々より産出する物品は, 一ト先つ此に集りて, 此より他処に積出し, 他処より輸入する物品も亦た差し付け此に來りて此より在々に分かつ」という, 近傍の在々からの産出物品の他所への積出地であり, 他所からの物品の搬入地である。このように, 「出るもの入るもの皆な一たひ此関門を越へて後四方に散布するもの」であるので, 「是等の港邑の取引の盛衰は

則ち近傍幾郡村の肥瘠を徴するに足るもの」である。(317ページ)

この笠岡における取引の最大のもは肥料と煙草である。肥料は北国、関東、九州などから移入して近在の諸村の需要に供するもので、最大の移入品である。煙草は、笠岡の北の後背の村々から馬背によって搬入された葉煙草が笠岡で「聚製」されるもので、主に九州へ移出される最大の移出品である。統計表がないので数字での比較はできないが、「港問屋及び仲買と称し肥料の売買を事とする者、此二三年来は歳々に益々其売買の閑となり、適々手を出して輸贏を試むれば多くは皆な一敗地に塗みるゝの勢にして、余か数年前郷閑出てし比は活発なる運転をなし居たりし家の、此度来り見れば戸を閉ち若くは閉るに垂んたる有様を呈せる者十中の二三」という状況である。そこまでいかない者でも「殆と手を束ねて遊び居るの姿なる」が多い。この肥料であるが、「明治十三年には全国平均相場一円に付三貫六百五十目なりし北海道搾粕の、歳を逐て四貫、五貫、六貫台に賤落し、昨十七年は七貫八百目の平均を見、本年此節の相場は幾んと八貫に上下するにあらずや」、というように低落している。そして、肥料の取引が盛んな年には、船乗りたちが銭財を散るので飲食業者が成り立つが、「船舶の出入の減少するに従ひ、是等の小商家の収入も大に其影響を蒙らざるを得」ないのである。(317ページ)

笠岡の最大の移出品は煙草である。しかし、出港高、印紙使用高からみて煙草の生産・売買は減少している。「則ち煙草の売高十分の二三に下りたる者にて其不景気想ふ可」きである。葉煙草を煙草にする煙草屋は、葉と茎とを分け、葉を刻むなどのためには「夥多の職人を要し、少きも数名多きは数十名を役し、市中貧にして力に食むの徒の口を此に餉する者甚た沢山」であったが、「此頃煙草屋の閑まなるより是等の職人皆な其業を失し、動もすれば飢餓に浜する者尤も衆し」、という状況になっている。(318ページ)

「今日笠岡に入りて商売の如何を問はゞ、一軒として一業として疲弊を訴へざるもの」はなく、不景気はこの煙草、肥料にとどまらない(318ページ)

ジ)。笠岡市中には20軒ばかりの茶商があるが、上等の茶をもっぱらとする2軒はともかくとして、ほかの、大衆向けの番茶を扱う番茶商は廃業に近い。人々は茶を飲まずに藤の葉からつくった藤茶を飲むという状況である。(319ページ)

ここで文蔵は、工業については、製造品物、代価収入、製造から販売までの間の月数について、1881(明治14)・82年と1883(明治16)・84年との比較を行なっている。また、商業についてであるが、開店戸数、閉店戸数、資本流通について、同じく1881(明治14)・82年と1883(明治16)・84年との比較を行なっている。この商工業は、本1995(明治18)年は前年よりさらに2, 3割の衰微であろうといわれている。市中金貸を業とする銀行、会社、および資本家の様子であるが、地券の相場の急落のために抵当流込の損失がはなはだしいことはいうまでもないが、「昨年より今年に掛けては稍く借人の無きに苦み、徒に沈財を抱て金箱の前」で呻吟している。このように市中工商は衰微している。(319～320ページ)

## (2) 都市下層住民の困窮

岡山の町には、すでにみたように、多数の零細雑商、力役的労務者が存在していた。このような下層の人々をはじめとする都市住民の生活状況を検討しよう。

第5表は、岡山区の賃金、物品、日用品の相場の推移を示すものである。

賃金については、諸職人のいずれにおいても1881(明治13)年から以後、鍛冶において1883(明治16)年の例外はあるが、ほかはすべて大きく下回っている。1881(明治14)年を100として、大工においては1884(明治17)年が37.5、左官も同年39.5、昼刺は1886(明治19)年62.5、鍛冶は1884(明治17)年71.4となっていて、この時期に低下しているのである。僕婢のいずれにおいても同様で多分1886(明治19)年が最も低いということになる。

岡山区産の物品の相場も低下している。編笠は1884(明治17)年が24.0、

第5表 岡山区の賃銭・物価—1881(明治14)～1886(明治19)年—

		1881年 (明治14)	1882年 (明治15)	1883年 (明治16)	1884年 (明治17)	1885年 (明治18)	1886年 (明治19)
賃 銭	大工(日給)	円錢厘 40 (100.0)	円錢厘 35 (87.5)	円錢厘 30 (75.0)	円錢厘 15 (37.5)	円錢厘 25 (62.5)	円錢厘 23 (57.5)
	左官(日給)	38 (100.0)	35 (92.1)	28 (73.7)	15 (39.5)	23 (60.5)	22 (57.9)
	畳刺(日給)	40 (100.0)	35 (87.5)	36 (90.0)	28 (70.0)	26 (65.0)	25 (62.5)
	鍛冶(日給)	42 (100.0)	35 (85.2)	45 (107.1)	30 (71.4)	34 (81.0)	33 (78.6)
	僕(年給)	(日)27	(月)4.00	(月)2.00	13.66.7	13.00.0	12.00.0
	婢(年給)	(日)16	(月)1.50	(月)1.20	8.50.0	8.50.0	7.20.0
物 品 の 相 場	岡山区産編笠(10枚)	20 (100.0)	18 (90.0)	14 (70.0)	4.8 (24.0)	7.7 (38.5)	10.4 (52.0)
	岡山区産蠟燭(1貫)	1.66.7 (100.0)	1.40.9 (84.5)	1.07.9 (64.7)	1.31.3 (78.8)	1.18.8 (71.3)	1.14.0 (68.4)
	岡山産綿糸(1貫)	4.03.1 (100.0)	3.84.4 (95.0)	2.62.5 (65.1)	2.21.9 (55.6)	2.12.8 (52.8)	1.90.5 (47.3)
	岡山産足袋(10足)	1.42.5 (100.0)	1.35.0 (95.7)	1.10.0 (77.2)	90.0 (63.2)	82.0 (57.5)	66.0 (46.3)
日 用 品 の 平 均 相 場	精米(1石)	9.18.3 (100.0)	8.57.2 (93.3)	7.11.7 (77.5)	5.50.1 (59.9)	6.30.8 (68.7)	5.43.2 (59.2)
	麦(1石)	5.02.1 (100.0)	4.19.6 (83.8)	2.83.6 (56.5)	3.52.1 (70.1)	4.32.6 (86.2)	3.19.6 (63.7)
	酒(1石)	15.95.7 (100.0)	14.64.0 (91.7)	11.79.8 (73.9)	10.79.8 (67.7)	12.60.0 (79.0)	13.78.3 (86.4)
	醬油(1石)	10.87.6 (100.0)	7.51.0 (69.1)	8.58.4 (78.9)	6.86.2 (63.1)	5.85.0 (53.8)	5.65.0 (51.9)
	塩(1石)	1.20.1 (100.0)	1.20.0 (99.9)	1.00.0 (83.3)	1.50.0 (124.9)	1.00.0 (83.3)	95.0 (79.1)
	種油(1石)	33.24.0 (100.0)	39.28.8 (118.2)	21.89.2 (65.9)	15.79.2 (47.5)	18.25.0 (54.9)	17.97.5 (54.1)
	薪(1貫)	1.4 (100.0)	1.0 (7.1)	0.9 (64.3)	0.7 (50.0)	0.6 (42.9)	0.5 (35.7)
炭(1貫)	8.7 (100.0)	7.0 (80.5)	6.0 (69.0)	3.5 (40.2)	3.2 (36.8)	3.3 (37.9)	

註1) 各年度の、ただし1881～1883は1883年度の『岡山区統計書』より作成。

2) 僕婢の(日)は日給、(月)は月給。

蠟燭は1883（明治16）年が64.7、綿糸は1885年（明治18）年が52.8、そして足袋は1886（明治19）年が46.3で、これらがそれぞれの物産の価格が最も低いときである。製造者の収入が低くなることである。日用品の価格もこの間低下している。このことは、これらの販売を扱う商人の販売額の低下をもたらすであろう。他方、これを購入する側からいうと廉価で購入できるということになる。しかし、諸職人、奴婢の賃金も低下しているし、製造業者の収入も減少しているのであり、かつその低下の著しきは、たとえば大工、左官の日給が最小の1884（明治17）年の日給は1881（明治14）年の37.5、39.5であるが、この年の麦のそれは70.1、醤油63.1、塩124.9、菜種47.5、薪50.0、炭40.0、そして米59.9、酒67.7となっていて、その低落は賃金等の低下よりも小さいのである。すなわち、支出よりも収入の減少がより大きく、生活の困窮は大きかったといえよう。

このように統計的に検討できた都市住民の生活状況を具体的に示す史料はきわめて少ない。そういうなかで森田文蔵のルポルタージュは貴重である。そこにおける描写をみよう。

「又たズット下りて日々の行商を事とする者及び日雇稼の者の類の困病は殆ど隠掩すへき様な」い。「諸税諸掛の徴収期毎に此種族多き部の戸長用係は皆な首を疾まさゝるはなし」として、納税期の様子をつぎのように記している。初めは戸長、用係などが自身で廻って督促をしていたが、「至る所其家内窮窘の状の坐ろに人をして惻怛の情を動かさしめ、迫も督促の言の出るところにてはなく、却て慰問の語を遣こし、お負けに些少の金は恵み遣る杯の場合多ければ、一個慈仁家としては可なるも、戸長の公事を挙る方よりは不便の廉寡らす」。ために、それはやめて「只小使を馳せ回はらせて闇雲に督促する事」となった。そして、扶助さるる者が多いにもかかわらず、「此種族の多き部即ち岡山区第十部戸長役場（管轄十個町）にて、当期八十余戸は止むなく公売処分に付する様なるべしと云ふ」状況である。（334～335ページ）

先にみたように大きな商人も没落の憂き目にあい、「大家は、其經濟の巨なる丈に一たび運転に窮するときは、動もすれば非常の怪我を蒙るべき処」があるが、しかし、対極の「其日稼きの者は稼き道の縮塞せるかため目前直接の苦を受」けるのである。この両者と比較して、「稍や凌ぎ易」いのは、「小締りに締りし中等の家」であるが、しかし彼らとて、「此内には在分の農家を当にて商売するか多ければ、農家の疲弊のため一切其得意を墜し坐食ひの姿をなせるもの比々是れ」である。また、そもそも凌ぎやすいとは、「僅かに能く其宿儲を出して其不足を補支し居るの地位を指すものにして、此とて永久の計にはあらざるを忘る可らず」である。(335ページ)

西大寺の町の職人・労務者の状況をつぎのように描いている。

西大寺の材木売行き不振は、大工、左官の苦境をもたらした。かつては日給40銭以上であったものが、今では自分賄にて24銭であれば喜んで仕事をす。しかし、使う人は甚だ少ない。また請負仕事であれば、1日の賃銭17銭位、食事自分持ちで雇われようとするが、雇手はない。その他の日雇、力役者も12銭、8銭より下等は3、4銭で雇われようとするが、仕事はなく、「枵腹を覚るのみ」である。(335～336ページ)

このような状況であり、みなが争って仕事口にありつこうとする。「遂には無賃にて只た食口のみを儲けとして来る」者があり、さらには「甚しきは一日一銭宛位は彼れより払て使はれんことを頼のむもの之れあ」る。食事ができるだけでよいという前者と異なり、後者は「始て之を聞けば太た怪むべき」ことのようにであるが、家にいて何もしないでいても、1銭くらいでは「三飯の飽を得」ることはできず、それで、「寧ろ我れより之を納むるを以て一日の飢を濟へは不廉にあらずとするもの」である。そして、「近日は此無賃若くは一銭持出しの諸職人甚た増加し、之を雇使し居る家少からすと云ふ」。このことは倉敷の近傍でたいへん多く流行していると聞いたものの、「信疑参半の間に」あったが、ここで事実であることを確認した。(336ページ)

さらに、被救恤人がいる。西大寺の戸数600余戸の内「他人の賑救を仰かさ

れば餓死に<sup>(ママ)</sup>浜するもの六十余戸」, 金岡の人口1600余人の内「慈仁家の恵施に頼りて纔かに生存する者百七十余人」で、ともに全体の1割以上である。これだけの被救恤人がいる。(336ページ)

玉島の町の下層民についてはつぎのように記している。

町全体が不況であるが、「市中表通りに住する商家は猶ほ其宿昔の儲余を以て其生計を補支し居ると雖も、少しく横町小路等に這入れは、其日の煙を立て兼ねて飢餓に<sup>(ママ)</sup>浜せる者甚だ夥」しい。昨年暮より本年にかけて、時々有志者の施給を受け、救助願している窮民は、玉島港だけで300人余である。より詳しくは、玉島村55戸、97人、阿賀崎村27戸、241人、合計77戸、338人である。このような窮状にあり、被助恤者がいるが、港は港だけに、少なくなったとはいえ商売の取引、船舶の出入りもあり、それによって窮民の数も比較的少なく、また隣保の慈善家に恵まれて、どうにか租税の上納を済ませており、競売処分を受けるものは稀である。(325～326ページ)

笠岡についてはつぎのように記している。

この年1995(明治18)年の2月から4月までの3カ月、毎日米1合代6厘を施給されて飢えを凌いだ者は、戸数130戸、人員550人であるが、これは全市戸数1760中の9%, 全市人口7087中の7.2%に達する。そして、「僻邑なりと雖も、近旁幾郡村の経済の集点となり、要港なりとは雖も、歳に五六千の船舶出入する所の中区にして、飢民の食を仁慈家に乞ひ、以て纔かに生息する者殆と全市の一割に上らんとするに至りては、豈に其至惨に驚かざるを得」ないのである。(318ページ)

### 3 農民の生活状況

#### (1) 統計的検討

先学の研究成果において位置づけられている岡山県における土地移動状況についてのやや立ち入った検討が可能である。それは、『岡山県統計書』に記

載されている1881（明治14）～86年間の各年の耕地売買，地所質入書入，この両者の実額・券面額，そして，1883（明治16）～86年間の各年の耕地小作地統計にもとづく，耕地売買率，地所質入書入率，耕地小作地率などの状況である。第6表はそれを示す。

耕地売買率は1881（明治14）年は2.9%であったが，以後，年々増加して，ピークの1885（明治18）年には7.2%であった。1881（明治14）年～1886年の合計は29.9%で，年平均5%の売買率で，約3分の1の耕地がこの6年間に売買されたことになる。1881（明治14）年は11.4%であった土地の質入書入率は，最高時の1886（明治19）年は30%となっている。この間の合計は125.3%，年平均20.9%である。毎年5分の1の地所が質入書入され，この間に4分の1の地所は2回質入書入されたことになる。

売買，質入書入の金額の券面金額に対する比率は，1881（明治14）年は，前者は143.2%，後者は80.1%であった。すなわち，売買の際は券面金額より

第6表 岡山県耕地売買・地所質入書入。同売買・質入書入金額の対券面価格比率，  
耕地小作地率 —1881（明治14）～1886（明治19）年—

	1881年 (明治14)	1882年 (明治15)	1883年 (明治16)	1884年 (明治17)	1885年 (明治18)	1886年 (明治19)	合計	平均
耕地売買・地所質入書入率 (%)								
耕地売買率	2.9	3.2	4.2	6.1	7.2	6.3	29.9	5.0
地所質入書入率	11.4	12.7	19.9	24.9	26.4	30.0	125.3	20.9
耕地売買・地所質入書入金額の対券面価格比率 (%)								
耕地売買	143.2	113.9	98.0	75.0	64.1	67.2	561.4	93.6
地所質入書入	80.1	78.2	65.7	60.4	53.5	49.9	387.8	64.6
耕地小作地率 (%)								
耕地小作地率	.....	.....	38.3	39.3	42.9	47.0	この間の増加 8.7	

註1) 各年度の『岡山県統計書』より作成。

も43.2%高かったが、それは以後は小さくなり、1885（明治18）年は64.1%となっている。松方デフレの進行とともに大きく低下していることを示すのである。地所をかたに置いて借金する場合は当初は券面金額の8割の金額が借りられたが、それはだんだん低下し、1886（明治19）年は49.9%、すなわち、券面金額の半分以下の額しか借りられなくなっているのである。

売買、質書入流れの結果、土地所有の移動が進むが、それは耕地の小作地化に帰結していく。1883（明治16）年に38.3%であった小作地率は以後増加し、1886（明治19）年には47%に達した。この間、小作地率は8.7%増加した。

以上は全県平均であるが、郡別の詳細な検討ができる。その結果の詳細はここでは省略するが、<sup>(17)</sup>本章との関連で、岡山県南部の特徴を記しておきたい。先進的な様相を示す岡山県にあって、最も先進的な地域は岡山県南部であるが、この間の耕地売買率が最も高いのは県南部ではなく、県南、県北の中間のいくつかの郡であり、また地所質入書入率の高いのも同じく中間と県北とのいくつかである。先進の様相を示す岡山県にあって、この二つの指標の高いのは、以上のような地域であり、先進地域である県南の諸郡はむしろ小さい。特に、備中棉作の中心であり、最も商品経済が進展していたと思われる浅口郡は、それらがともに最も小さいといえる。しかも小作地率は始点において最高の地域となっている。すなわち、県南の諸郡は、この松方デフレ期までにすでに土地喪失が進み、地主的土地所有が進展していたのである。このように、この地域は、総じて、この松方デフレ期に先立つ時期に農民分解、地主制的土地所有が大きく進展していたところであり、明治10年代（1887～86年）の後半はそれがいっそう深化した時期といえるのである。

## (2) 森田文蔵の描写

### ①農村の状況

まず備中の農村における農家の有様についてであるが、森田文蔵はつぎの

ように記している。

「備中地方農民の困病は、天災人事並ひ至りて之を成就せるもの」であり、前年8月25日の暴風雨がその最大の近因であろう。「幸にして丸潰ふれとならざりし者も、自作地は収穫を大亡せるに苦み、小作地は小作料の取め難きのみならず、小作人の衣食を弁する丈の実すら取得さりしか沢山」ある。麦も平年の半減であり、質もよくない。水不足はないが、麦秋時に連日の霖滂があって、稲作も「半夏と云へる厄日を前に置いての此雨なれば、肥料を施すも多水のために流されんことを恐れ、率むね之を見合せ」ていて、収穫高も心配である。しかし、そもそもこのように肥料を施せるのは極めて「上等農家」であり、肥料を施す資力が乏しい者が一般的である。(320～321ページ)

ところで、文蔵は、今日、わが国の「農家の出納をして一般に得失相償はさらしむる所以」について、その「主因」は、「一方に於て租税諸掛りの転々重きを加ると、一方に於て天時人事の益々地力を減殺する」ことにあるとしている。そして、主要作物である、米、麦、棉について、1反あたり収支計算をあげて、つぎのように検討している。

米についてみると、収入1石4斗7升、9円55銭、支出は労作の僱男4円12銭、女1円10銭、肥料2円95銭、種子4升5合2勺で、純益1円38銭、としている。これに地租1円50銭、地方税及び町村協議費などの地方費2円10銭がかかり、これを差し引くと2円22銭の不足となる。藁を1円としても、なお1円22銭の赤字となる。これに「土地及び耕作器械の利息を見込み全体の得失を較算せば、農民たる者將た何の得る所かある」。これを地主・小作地についてみると、1反の小作料はおよそ1～1.3石の間を上下するので、小作者の得るのは多くて5斗、少ないのは2斗以下となる。地主は1石3斗以下の米によって、ここから国税、地方税、協議費などを支払う。他方、小作者の報酬は3～5斗であるが、「之を奈何そ、農民所在に窮苦し、地券市場に顛墜するの惨状を出さざらんや」。もし「裏毛」がなければ小作者は1日も

衣食することができないが、「幸いにして稼穡節を異にするの土毛」があり、米の後に小麦、菜種を蒔くなどして、「唯た此収穫のあるに頼り、以て纔かに餓死せざるを得る」のである。(326～327ページ)

農家の余業についても記している。このあたりの農家は、「婦女子農隙の余を偷み、木綿を織りて之を市に売り以て家計を助くる者」が多い。その産額は合計するとかなりとなり、笠岡の移出品中の重要なものであった。最近、久留米緋、二子縞などの普及による需要の減少に加えて、この不景気のために売行きは不振となった。相場は下落し、買手は減少した。いまや、木綿織物と棉との価格が同じでさえある。すなわち、「今ま篠綿百目の代十六七銭の間にあり、之を紡くに一日を要し、之を織るに亦た半日或は一日を消す。而て重量百目の木綿一反の相場を幾何と問ふに、亦た十七銭を越へず。故に一日半若くは二日の労作は徒らに空消耗するか、僥倖にして数厘の報酬を得るかの二つを出てす」である。この木綿織物の価格下落と売行き不振は、農家婦女子の稼ぎを無くしてしまったが、この辺の最近の惨状の最大の要因はこのことにあるという者さえある。婦女子の木綿織物と同様なものが、男の畳表である。ここでも、畳表と藁草との相場に差はないが、畳表にしている。少しでも売れ口の早いことと、「些細僥倖の利」を見込んでのことである。(321～322ページ)

この木綿織物については、自家の蒲団の芯綿を抜いてこれを紡織するという、驚くべきことがある。信じられないようなことであるが、「よく〃〃尋ね合はずに及て、綿打屋に蒲団の抜綿を打ち貰ふ者大き事実を得、又現に余か通過せる富岡村辺にて多く抜綿の門口に乾しあるを見たり、其事復た争ふ可らざる」ことである。また、近来近在より、杵、踏台、縄畚などを市中に売り歩く者が頻である。これまでなかったことである。(322ページ)

## ② 農民の土地喪失過程

森田文蔵は、このルポルタージュにおいて、農民の困窮状況を示すものと

して、各地の土地家屋の質入書入統計をあげている。すなわち、小田郡については、1880（明治13）～83年の地所建家書入質入金高、同人員、1881～83年の公売処分金高、同人員、83年の身代限金高、浅口郡については1880～85年の公売処分（人員、金額、1人平均の逋額）、1880～83年の身代限（人員、逋債金額、平均1人割）、1880～84年の土地家屋抵当質入金額、口数、1883、84年の土地抵当貸借の、前年より持越高、該年中新規書入高、該年中受戻し高、該年中流れ高、該年末現在質高の反別、券面金額、貸借金額、口数、1883、84年の家屋抵当貸借の、前年より持越高、該年中新規書入高、年中受戻し高、該年中流れ高、該年末現在質高の建坪、貸借金額、口数、不動産売買として1883、84年の土地（耕地、宅地、山林及其他別）反別、券面金額、売買価格、口数、家屋の建坪、券面金額、売買価格、口数、岡山区、御野郡、上道郡、和気郡について、1880～83年の土地家屋書入金額、同人員、公売処分金額、同人員、身代限金額、同人員、以上の統計表である。これらのなかには当該の時期の『岡山県統計書』にその項目が記載されているものもあるが、公売処分や身代限はそこにはなく、また土地家屋質入書入れの場合も口数などは記載されていない。いま残っているのはこのルポルタージュのもののみである。この時期は地元の新聞も見ることができず、このルポルタージュの記載は重要である。これらの統計によりながら、森田文蔵は農民の土地喪失のすさまじさを記している。

ところで、農民のこの土地喪失に関しては、森田文蔵のルポルタージュのなかで、豪農・土地所有農民の転落についての二つの記事が注目に値する。

一つは、1880（明治13）年以降の浅口郡における公売処分、身代限の処分を受けたものの統計をあげた後、後者の処分を受けた金額及び人員をみて、「余が殊に隱痛せるは郡中にて某甲、某乙と呼ばれ、一村一郷の首位に立てる豪農即ち家得持なる者多く瘠弱若くは破散の患に罹れること是なり。余が垂髻(ママ)の比より何処の誰とて屢々其姓名を耳にせる家の、此度来り見れば悉く流落零離して更に昔しの面影を留めず、甚た傷ましき姿となりたるもの十の

七八に居る」、としているものである。(328ページ)そして、「而て其倒産喪家の順序を問へは大抵皆な一轍に出るか如し」、として、つぎのようにそのプロセスを記している。

「初め米価の漸次下落せるに逢て、其収穫を売吝しみ姑く模様を見合す内、租税の規則は其収穫の売不を視て伸縮張弛せさるか故、苟も其期限の至るに会へは必ず其上納の義務を果さゝ可らず」である。しかし土地をもって全財産となす家得持の皆が貨幣の儲蓄が裕かというわけではないので、「一時幾百若くは幾千円の金を借入れ以て差当り急を濟くふの用に充」てるが、「其持堪たへたる米穀は折角に持堪たへたる甲斐もなく、益々下落の方に趨むき、終には当初速に金に易へさりしを恨むに至るも噫亦た晚そし」である。このように、損に損を重ね、借入金のお利息もあり、「凡そ是等の損亡を合して乗除するときは、現時得たる所の金は迎も前日の負債を還清する程の余裕をあまさず、遂に次回の秋を待つに至る」のである。しかし、次の秋も「事態前回に同しく、又た若干の負債を増して已むのみ」となる。「是時猶ほ以為らく、幾反或は幾町の土地を売れば之を償ふこと容易なるのみ」であったが、すぐにはそうせず、やがてこれを売りに出すに至るが、その時はすでに「地券下落して復た疇昔の半価をも得ること」ができない。このように、「一面には負債の年を遂て倍増し、一面には之を償ふへき資本の日に月に倍減し、出入両つなから合して農家を攻」める。かくして、「農家たる者焉そ竟に瘠弱破散の禍を取らざることを得」ないのである。(328～329ページ)

その二つは、御野、上道、和氣などの諸郡について見聞したことからのものである。「此辺にありて従来相応の百姓なりと指用されしものゝ近日バタタゞと倒るゝ者多く、幸にして倒るゝまでと行かざるも甚た惨酷なる境界に沈倫せるもの沢山」であるが、その主要な要因は田畑の相場の下落によるのである。(337～338ページ)

その例として、某村の土地1町歩ほどと金500円を所有する者をあげている。

まず、1880（明治13）、81年の交、田畑の景気頂上の頃、700円を借り入れ、自己資金500円と合せた1200円で、田1町歩を購入した。「当時の勢たる田畑は羽翼を生して飛はぬ計りの威風なりし故」、すなわち、生産費、租税などと農産物の価格との関係などから土地収益が多かったので、1町歩の田を購入すれば700円位の負債はなんでもないと考えた。また、事実たいしたことではなかった。ところが、「買込てより未だ幾年も経ざるに、土地の収入は次第に大減し、之に掛る税费は漸次に増加し、出ると入ると増すと減ると得失の際、驚く可き程の欠を生」ずるに至った。当初は、3、4年の内に返済できる予定であった負債は、利子さえ返済できなくなり、「昨年となりては二ッ進三ッ進も」いかなかった。かくして、「遂には彼の七百円の元利の形に土地を渡すこと」となったが、それは「新たに買込みし一町のみか、従来親譲りの一町すらも併せ渡」さざるを得なかった。これでも不足で貸主からは責めたてられたが、泣き付いて承知して貰った。このようにして、伝来の1町歩の不動産と、500円の動産とのすべて失ってしまったのである。（338ページ）

以上の二例は、前者は「豪農」＝家得持の場合であり、後者は自作農民の場合であるが、両者に共通して、農産物の価格の下落による粗収益の大きな減少のときに、変らぬ重さの租税がのしかかり、それに借金の元金・利子が重圧となっていることである。前者は農産物価格の下落時での売り惜しみが、後者は1880（明治13）年の好況に刺戟されての耕地購入、そのための借金が、それぞれの事例の固有の要因となっている。いずれにしても、その時代状況に適切に対応し得なかったことを示すものである。

### ③ 農民の困窮

農民の衣食住生活は困難をきわめている。森田文蔵は、備中南部地方の農民の生活、その食生活をつぎのように記している。

この辺の農民の普通の年の食物は、「大抵一日の内二度までは薩摩芋を吃

し、一度麦飯を用るを得る者は中等なり」としている。そしてその麦飯であるが、それは「一ト釜の麦中に『毒消し』と称へて一ト握りの米を振り蒔く外は、些少の米をも交しへさる真の麦粒飯」である。それは「都人士かトロ、汁にて賞翫するか如き雅味のもの」ではない。そして「若し此麦粒飯にても三度か三度乍ら能く吃し得る家は頗る上等」である。他方「又た更に下れるものにては、大根にまれ牛房にまれ、芋の根、蓮の葉の嫌なく、其時々出来物を切り雑させたるに、麦或は引割り麦或は粟等を加へたる雑炊」である。そして、「余嘗て或る五人暮しの百姓の家に就て其財計を聞きたることありしに、一日一人三錢五厘宛てあれは可しと云へり。是れ衣食住及び交際費を合しての算なり。又た日雇男を雇使するに米麦相半せる飯に乾大根の味噌汁位を吸はし置けは、皆な其食物の好きを悦ぶを常とす。而て是等は皆な決して赤貧洗ふか如きの水呑百姓にはあらず、多少自作地をも有して小作を兼ね居るものなり。即ち是等より以下の者の食物想ふ可」きである。普段の年でこうであるが、「頃来、打ち続きたる困病は寔に都人士の想外に出て、少しく在方に行けば蓬、オバコ等苟も製して以て人の口に入る可き草は路旁に其姿を留めざるに至れり」と目撃した人が語った。(321ページ)

また、西大寺近傍の状況としてつぎのように記している。

「現に西大寺の近旁にても、夜分小民の戸外を通過するときは隠々として刀俎相触るゝの響の戸内より洩るゝあり。是れ小民か食物に窮して大根の乾菜を刻むの音なり。然れとも尚た流石に昼は近隣に慚る所あり、故に夜分竊かに之を刻むなりと云ふ」。また醤油屋の話として、「頃者、三番まで絞りたる醤油粕の売れるに驚くと云」う。この醤油粕であるが、「元来一番丈を絞りたる粕なれば甘味もあり、酸味もあり、亦た十分の汁気を含み、色々薬味挿交せて食すれば、随分旨きものにて、田舎にては皆之を喜び用ゆ。余なども少時郷にありし比は、嗜みたりし」ものである。しかし、「三番の粕に至ては何の気味もなく、只た肥料に用るよりの外、逆も人類の唇辺に近く可きもの」ではないのである。それなのに「此辺の小民は其至廉にして胃部を膨張

せしむる処を取り、争て之を食ふより平素二三文の価なるものゝ忽ち十文に」になってしまうのである。

また西大寺のある魚売りから聞いたことであるが、「<sup>(ママ)</sup>磨梨郡の鎌とか呼へる村に行き農家に宿せしに、其内の食物なりとて試に吃せよと主人の出たし示したるを見しに、一種の団子にて少し馨しき様聞こへしも、更らに何物たるを弁す可らず、之を問ふに松葉を蒸乾して末にせるものと云へりと。其葛の根を掘る位は少し山分の村にては常事として怪み語るものもなし」、とのことである。(339ページ)

ここには、このデフレ期の農民の食生活のきびしさが記されているが、それとともにその平素の年の食事が記されていて、当時の食生活を示す貴重な資料となる。

文蔵は、岡山県南地方の調査の後、県北の調査を意図していたが、それは取り止めた。しかし、「余此より美作地方に入れは、其憫状の必ず意外に出るの事共多からんと、皆な話し居られたり」(339ページ)、といっその惨状にあると記している。

森田文蔵のこのルポルタージュには、この時期の農民の困窮を農民の贅沢に起因するとみる論者に対する批判がある。この「農民贅沢論」ともいうべきものは、「世に農民を賤みて其人類天賦の生活を遂ぐるを許さゝらんと欲するの論者」のそれで、その論者は、ややもすれば農民生計の度が高いのをとがめて、「方今、農民の窮苦は是れ往年奢侈の分に過ぎたるの結果」であって、「自業自得」である、というものである。(327ページ)

それに対して、文蔵は反論するのであるが、その論旨の展開のなかに、当時の実態を示すところがある。農民が、「一釜の麦之に一握の米を撒し之を毒消しと云ふ者、進て半麦半米の飯を食するに至らば、是は果して欣賀すへきの事にあらざる乎。草根木皮之れに数合の粟を雑炊し以て一家の口を飫する者、進て麦粒の飯を食するに至らば是れ果して欣賀すへきの事にあらざ

る乎。苟も民を憂るに深切なる者ならんには、念々常ねに農民のせめては自余種族と同様の衣を衣、同様の食を食らふに至らんを願ふこそ其本意なるべき」である。そうであるべきなのに、「唯た之を願はざるのみならず、反て之を責めんとするに至ては、余輩將た其果て何の心なるを知るに苦」しむ。そもそも「農業なる者は、自余種族と同様の生活をなし同等の地位を有ちては、決して之に従事することを得ざる者たるの理数ありて、其間に存」するならばいざ知らず、「苟も斯る理数の存せざる以上は、我れより之を誘導し之を提掖してなりとも、必ず同様同等の域に近づけしめんと務むるこそ、民を憂ふるに深切なりと云」うべきである。そうであるべきなのに「始めより斯る策を講ずることは之を肯てせず、徒らに其或歳米価の善かりしため収入の幾割方を増せるに投し、席ろを改て畳みとなし、襤褸百結の垢服を脱して瀚濯の布衣に移れるを指斥し、呶々然として是れ奢侈也、奢侈也と云はんと」するのは間違いである。なお、「所謂る奢侈の品たる畳、瀚濯の布衣の類は、既に復たひ転売して納税義務を果すの資」となっているのである。(327ページ)

ここには、農民の生活向上を当然とする文蔵の考え方が明確に表明されているが、また当時の農民生活にみられる変化が示されているといえる。それは松方デフレ期以前の好景気時に、一握の米を撒した麦飯が半麦半米の飯に、草根木皮に数合の粟の雑炊が麦粒の飯に、という記述に想定できる食生活における向上、襤褸百結の垢服から「瀚濯の布衣」へという衣生活における向上、藁から畳への住生活の向上があったことを示している。森田文蔵のルポルタージュは松方デフレ期における窮迫状態を示すものとして貴重な資料であるが、あわせて、1881（明治14）年のデフレ期に至る時期における向上的変化の状況を示すものとしても貴重な資料である。

## 註

- (1) 西田長寿「解説」『明治文化全集 第15巻 社会篇(続)』1957年 日本評論社 23ページ。
- 森田文蔵は、文久元(1861)年備中国小田郡笠岡に生まれた。ジュール・ベルヌの『二年間の休暇』の翻訳書『十五少年[漂流記]』の翻訳者森田思軒その人で、この名作によってその名声を後世にとどめた文筆家である。矢野竜溪の報知社、黒岩涙香の万朝報で、ジャーナリストとして活躍し、1897(明治30)年に死去した。
- この森田文蔵の岡山県についてのルポルターージュは、太田健一『日本地主制成立過程の研究—近畿型地主経営の研究—』(1981年 福武書店)において、松方デフレ期の農民分解、地主制成立過程の検討の資料として活用され、さらに『岡山県史近代1』(1985年 山陽新聞社)においても使用されている。
- (2) 前掲(1) 西田長寿「解説」。
- (3) 我部政男編『明治十五年・十六年地方巡察視復命書』上下2巻 1980, 81年 三一書房。
- (4) 大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成 第18巻』1931年 改造社 853ページ。
- (5) 大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成 第20巻』1933年 改造社 89ページ。
- (6) ペ・マイエット「日本農民の疲弊及其救治策」服部之総・小西四郎監修『明治農業論集マイエット エグゲルト フェスカ』1995年 創元社 181~268ページ。
- (7) 丹羽邦男「明治十年代における土地取引の地域的性格」堀江英一・遠山茂樹編『自由民権期の研究 第4巻 明治前期の経済過程』1959年 有斐閣 所収。
- (8) この点は森元辰昭「解題」『岡山大学所蔵溝手家文書目録』1976年 岡山大学附属図書館、太田健一前掲『日本地主制成立過程の研究—近畿型地主経営の研究—』などを参照されたい。なおそれ以後の時期には、大石喜一郎編著『近代日本における地主経営の展開—岡山県牛窓町西服部家の研究—』1985年 御茶の水書房があり、服部和一郎家について明らかにしている。
- (9) 開拓使編『西南諸港報告書』(『明治前期産業発達史資料 第3集』1959年 明治文学刊行会 所収 831ページ。
- (10) 拙稿「明治前期における岡山区住民構成の再編」『岡山大学経済学会雑誌』第19巻第3・4号, 1988年 128ページの第4表。
- (11) 『岡山市史 第6』1938年 岡山市役所 4652ページ。
- (12) 『明治十七年岡山県統計書』による。
- (13) 前掲(10) 拙稿「明治前期における岡山区住民構成の再編」 652~653ページ。
- (14) 『岡山県史 近代1』1985年 岡山県 246~247ページ。
- (15) 前掲(9) 開拓使編『西南諸港報告書』873~874ページ。
- (16) 参謀本部編 第3回(明治12年分)『共武政表 下』柳原書店版, 291ページ。
- (17) 拙稿「明治10年代の岡山県における土地移動の地域的状況」『岡山大学経済学会雑誌』第13巻第4号 1982年。